

# 会 員 名 簿

2026年4月1日現在

一般社団法人 第二地方銀行協会

行名	役職名	氏名	所在地	電話番号
北洋銀行	取締役頭取	津山博恒	札幌市中央区大通西3-7 〒060-8661	011 (261) 1311
きらやか銀行	取締役頭取	西塚英樹	山形市旅籠町3-2-3 〒990-8611	023 (631) 0001
北日本銀行	取締役頭取	石塚恭路	盛岡市中央通1-6-7 〒020-8666	019 (653) 1111
仙台銀行	取締役頭取	坂爪敏雄	仙台市青葉区一番町2-1-1 〒980-8656	022 (225) 8241
福島銀行	取締役社長	鈴木岳伯	福島市万世町2-5 〒960-8625	024 (525) 2525
大東銀行	取締役会長兼社長	鈴木孝雄	郡山市中町19-1 〒963-8622	024 (925) 1111
東和銀行	取締役頭取	江原洋	前橋市本町2-12-6 〒371-8560	027 (234) 1111
栃木銀行	取締役頭取	仲田裕之	宇都宮市西2-1-18 〒320-8680	028 (633) 1241
京葉銀行	取締役頭取	藤田剛	千葉市中央区富士見1-11-11 〒260-0015	043 (222) 2121
東日本銀行	取締役頭取	助川和浩	中央区日本橋3-11-2 〒103-8238	03 (3273) 6221
東京スター銀行	代表執行役頭取	伊東武	港区赤坂2-3-5 〒107-8480	03 (3586) 3111
神奈川銀行	取締役頭取	荒井智希	横浜市中区長者町9-166 〒231-0033	045 (261) 2641
大光銀行	取締役頭取	川合昌一	長岡市大手通1-5-6 〒940-8651	0258 (36) 4111
富山第一銀行	取締役頭取	野村充	富山市西町5-1 〒930-8630	076 (424) 1211
福邦銀行	取締役頭取	湯浅徹	福井市順化1-6-9 〒910-8606	0776 (21) 2500

行名	役職名	氏名	所在地	電話番号
静岡中央銀行	取締役社長	小森博史	沼津市大手町4-76 〒410-8710	055 (962) 2900
あいち銀行	取締役頭取執行役員	鈴木武裕	名古屋市中区栄3-14-12 〒460-8678	052 (251) 3211
名古屋銀行	取締役頭取	藤原一朗	名古屋市中区錦3-19-17 〒460-0003	052 (951) 5911
みなと銀行	取締役社長	持丸秀樹	神戸市中央区三宮町2-1-1 〒651-0193	078 (331) 8141
島根銀行	取締役頭取	長岡一彦	松江市朝日町484-19 〒690-0003	0852 (24) 1234
トマト銀行	取締役社長	高木晶悟	岡山市北区番町2-3-4 〒700-0811	086 (221) 1010
もみじ銀行	取締役頭取	平中啓文	広島市中区胡町1-24 〒730-8678	082 (241) 3131
西京銀行	取締役頭取	松岡健	周南市平和通1-10-2 〒745-8601	0834 (31) 1211
徳島大正銀行	取締役頭取	板東豊彦	徳島市富田浜1-41 〒770-8648	088 (623) 3111
香川銀行	取締役頭取	有木浩	高松市亀井町6-1 〒760-0050	087 (861) 3121
愛媛銀行	取締役頭取	西川義教	松山市勝山町2-1 〒790-8580	089 (933) 1111
高知銀行	取締役頭取	河合祐子	高知市堺町2-24 〒780-0834	088 (822) 9311
福岡中央銀行	取締役頭取	高田洋	福岡市中央区大名2-12-1 〒810-0041	092 (751) 4431
佐賀共栄銀行	取締役頭取	二宮洋二	佐賀市松原4-2-12 〒840-0831	0952 (26) 2161
長崎銀行	取締役頭取	開地龍太郎	長崎市栄町3-14 〒850-8666	095 (825) 4151

行名	役職名	氏名	所在地	電話番号
熊本銀行	取締役頭取	坂本俊宏	熊本市中央区水前寺6-29-20 〒862-8601	096 (385) 1111
豊和銀行	取締役頭取	権藤淳	大分市王子中町4-10 〒870-0006	097 (534) 2611
宮崎太陽銀行	取締役頭取	黒木浩	宮崎市広島2-1-31 〒880-8606	0985 (24) 2111
南日本銀行	取締役頭取	田中暁爾	鹿児島市山下町1-1 〒892-8611	099 (226) 1111
沖縄海邦銀行	取締役頭取	新城一史	那覇市久茂地2-9-12 〒900-8686	098 (867) 2111

(計 35行)

(注) 役職名の表示は各行の定款の定めによるものであり、頭取・社長は全て代表権を有する。

[参考]

○ 「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」 抜粋  
(社員名簿)

第31条 一般社団法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載し、又は記録した名簿（以下「社員名簿」という。）を作成しなければならない。

(社員名簿の備置き及び閲覧等)

第32条 一般社団法人は、社員名簿をその主たる事務所に備え置かなければならない。

○ 一般社団法人 第二地方銀行協会「定款」抜粋  
(会員名簿)

第12条 この協会は、別に定める様式により会員名簿を作成し、これをこの協会の主たる事務所に常置するものとする。

2 前項の会員名簿は、会員の異動又は記載事項の変更の都度、これを訂正するものとする。

3 会員は、会員名簿の記載事項に変更が生じたときは、遅滞なく書面をもって会長に通知しなければならない。